

国立大学法人富山大学ヘルスケア研究・社会実装推進検討ミーティング要項

令和7年11月11日制定

(設置)

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において、ヘルスケアに関する基礎研究から社会実装に向けた研究を、部局等や研究室を横断して推進し、飛躍的に発展させることを目的として、国立大学法人富山大学ヘルスケア研究・社会実装推進検討ミーティング（以下「ヘルスケアミーティング」という。）を置く。

(職務)

第2条 ヘルスケアミーティングは、本学のヘルスケアに関する基礎研究から社会実装に向けた研究に関し必要な事項及びその他学長が必要と認める事項について、情報交換及び協議する。

(組織)

第3条 ヘルスケアミーティングは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 各部局等から推薦された教員

(4) その他学長が必要と認めた者

(議長)

第4条 学長は、ヘルスケアミーティングを招集し、その議長となる。学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事がその職務を代行する。

2 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第5条 ヘルスケアミーティングへの出席及び関係資料から知り得た他の参加者の研究内容等に関する情報について、当該資料及び情報の提供者の許可なく、発表、公開、漏洩又は利用してはならない。

(発見者・発明者の権利)

第6条 ヘルスケアミーティングにおいて議論されるシーズに関するプライオリティは、当該シーズの発見者又は発明者に帰属するものとする。仮に当該研究が臨床応用へと進展し、共同研究等に発展した場合であっても、当該シーズに関する優先的権利は、発見者又は発明者が引き続き保持するものとする。

2 ヘルスケアミーティングにおいて議論された職務発明等における補償金の取扱いについては、[国立大学法人富山大学職務発明規則](#)に従うものとする。

(事務)

第7条 ヘルスケアミーティングの事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ヘルスケアミーティングの運営等に関し必要な事項は、ヘルスケアミーティングが別に定める。

附 則

この要項は、令和7年11月11日から施行し、令和7年7月15日から適用する。